

武豊町部活動指導ガイドライン

武豊町立中学校における部活動の指導について、生徒および教職員の健康保持や、教員の働き方改革推進のため、以下のとおり基準を定める。

- ① 生徒の部活動への加入は希望入部制とし、校外のさまざまな活動への参加を妨げないように配慮する。
- ② 計画的に週2日以上 of 休養日を設ける。(長期休業中も含む)
※「平日に1日」は休養日を設けることを原則とする。
- ③ 活動時間は、最大で平日2時間程度、休業日3時間程度とする。
- ④ 休日の部活動は、最大で月2回程度を目安とする。
※大会・コンクール等のため、やむを得ず目安を超えて活動する場合は、事前に校長に届けを提出して承認を受けるとともに、代替え休養日を確保する。
- ⑤ 朝の部活動は、原則行わない。
※体育館を使用する部活動で、運営上活動が制限される場合や、冬季等、大会前に午後の部活時間が確保できない場合は、例外として次のことに配慮して、朝の部活動を行う。
 - ・週2回程度
 - ・授業後の活動は縮減する
 - ・7時30分より前に開始しない。
- ⑥ 学校は、各月の活動計画を保護者に通知する。

令和5年 4月

武豊町教育委員会・武豊町小中学校長会